

平成26年度 兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金のご案内

中小企業の皆様の海外展開、及び県内大学に在籍する 外国人留学生等の就職を支援します！

兵庫県では、県下中小企業の海外展開の支援及び県内大学に在籍する外国人留学生等の就職を支援するため、中小企業が海外事業展開等に当たって必要な人材として外国人留学生等を採用又は採用内定した場合に、採用奨励金を支給します。

本事業の公募を以下により実施します。

企業等の事業主の皆様方には、県内大学に在籍する外国人留学生等を一人でも多くの採用にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 支給対象要件

次のいずれにも該当する企業等の事業主が交付対象となります。

- 1 中小企業基本法の定義に基づく中小企業であり、兵庫県内に本社を有し商業登記を完了した企業。
- 2 外国人留学生等を正規社員、又は雇用期間が1年以上、週20時間以上の非正規社員として、平成26年度中に採用、又は採用を内定（平成27年4月1日までに採用）すること。
- 3 外国人留学生等を雇用保険の被保険者とする予定であること。

2 外国人留学生等とは

対象となる外国人留学生等とは、

- 1 「留学」の在留資格で、県内大学に在籍又は在籍していたこと。
- 2 就職にあたって、在留資格を「留学」又は就職活動のための「特定活動」から、「人文知識・国際業務」、「技術」など必要な資格に変更済み、又は変更を予定していること。
- 3 平成26年3月31日までに、国内で正規社員として採用されたことがないこと。

3 奨励金の額

外国人留学生等1人につき30万円とします。

非正規社員として雇用した場合は、外国人留学生等1人につき15万円とします。

4 採択者数

10名

5 応募の手続き

(1) 申請書の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県 産業労働部 国際交流課（1号館7階）

(2) 提出書類

- ① 兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金申請書
- ② 外国人留学生等との雇用契約書（写）又は内定通知書（写）
- ③ 外国人留学生等の在留カード（写）又は住民票
- ④ 外国人留学生等の大学卒業証明書又は在籍証明書
- ⑤ 県税に係る納税証明書
- ⑥ 会社案内など

(3) 応募期間 平成26年10月1日(水)～11月28日(金)【予定】

6 事業者の選定

提出いただいた奨励金申請書の内容について審査を行い、事業者を選定の上、結果を文書によりお知らせします。（12月下旬頃までに行う予定）

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出、雇用内容や労働保険及び社会保険の法令等の規定を遵守していない場合は、奨励金を交付できない場合があります。

7 奨励金の支給

採択決定後、事務手続きの上、奨励金を支給します。
（既に留学生を採用している企業、採用内定の企業により、支給時期が変わります。）

8 雇用状況報告書の提出

外国人留学生等を雇用してから1年経過後2週間以内に、外国人留学生等雇用状況報告書と労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）（写）など、1年間雇用をしていることを示す書類を提出いただきます。

9 奨励金の取消・返還

次の場合については、奨励金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な行為によって支給を受けたことが判明した場合、全額を返還
- (2) 雇用にかかる法令等の規定を遵守していないことが判明した場合、全額を返還
- (3) 外国人留学生等の雇用から1年以内に退職又は解雇された場合には、雇用の日から退職又は解雇された日までの日数に応じて奨励金を一部返還。

お問い合わせ先 【下記ホームページから募集要項と申請書がダウンロードできます。】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県産業労働部国際交流課（1号館7階）

電話：078-341-7711(内線2098) F A X：078-362-3961

E-mail：kokusaikoryu@pref.hyogo.lg.jp

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/syoureikin.html>